

長野県ふるさとの森林づくり条例（仮称）

条例案要綱（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1 - 第8）

第2章 森林づくりに関する基本的施策

第1節 政策ビジョン等（第9 - 第11）

第2節 森林づくりに関する施策（第12 - 第18）

第3章 森林整備保全重点地域（第19 - 第25）

第4章 里山整備利用地域（第26 - 第29）

第5章 補則（第30）

第6章 罰則（第31）

附則

前文

うさぎおいし かのやま こぶなつりし かのかわ ―かつて、豊かな森林が広がる信州の風景は、作詞家高野辰之が綴った唱歌ふるさとでこのようにうたわれ、信州に暮らした人々は、この森林からさまざまな恵みを受け、そのことへの感謝として、森林を守り、育てながら、森林と人との歴史を創り出してきた。

ところが今日では、森林と人との関係が薄れてきたことにより、森林を守り、育てる人間の営みが十分には行われなくなり、森林から多様な生態系を失わせ、森林の保水能力や災害防止機能などを減少させ、林業的な森林の利用価値をも低下させる恐れが生じている。

長野県では、これまで森林を守り、育てるための様々な取組みを行ってきた。森林の持つ公益性、環境の基盤としての性格への期待が大きく高まっている中で、この森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、今後、森林と人との新たな関係を創り出し、さらに多くの県民の参加を得て森林を守り、育てることが必要となっている。

先人達が培ってきたこの森林を、さらに未来に向けて育て循環的に利用することで、百年先の長野県を彩る自然は、いま以上に美しく、そして、どんなに社会が変わっても、豊かな森がそこにあり、子や孫たちが誇りを持って暮らしていける。

そうした未来の長野県の姿を目指し、県民の主体的な参加の下で豊かな森林づくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1 目的

この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の森林づくりに関する施策の基本となる事項並びに重点的に森林の整備及び保全を図るための措置等について必要な事項を定めることにより、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってふるさと豊かな森林の創造に寄与することを目的とする。

第2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 森林づくり

森林を守り、又は育てることをいう。

(2) 森林の多面的な機能

県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

(3) 森林所有者

権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。

第3 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であることにかんがみ、森林づくりは、県民の主体的な参加の下で行われなければならない。

第4 基本方針

森林づくりは、次に掲げる基本方針に基づき行われなければならない。

- (1) 県民の生命と生活を守るため、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるよう適切に整備し、及び保全すること。
- (2) 森林の再生と環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に資するため、再生産可能で身近な資源である県産材を有効に利用すること。
- (3) 県民の心豊かな暮らしを創造するため、山村地域における交流の促進等により森林資源や森林空間を総合的、多面的に利活用すること。

第5 県の責務

- 1 県は、第3に定める基本理念及び第4に定める基本方針（以下「基本理念等」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民及び森林所有者と協働するよう努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

第6 県民の責務

県民は、基本理念等にのっとり、森林づくりの重要性に対する認識を深め、森林づくりのための活動へ積極的に参加するとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第7 森林所有者の責務

森林所有者は、基本理念等にのっとり、森林の整備の推進及び保全の確保に努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第8 事業者の責務

- 1 森林づくりに関する事業を行う者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的な機能の持続的な発揮に十分に配慮するとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 森林において土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行う事業者は、その事業を行うに当たっては、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮しなければならない。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

第1節 政策ビジョン等

第9 政策ビジョン

- 1 知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた施策を推進するための基本となるビジョン（以下「政策ビジョン」という。）を定めなければならない。
- 2 政策ビジョンには、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、政策ビジョンを定めようとするときは、県民、森林所有者及び事業者の参画を求めるとともに、これにより得られた意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、政策ビジョンを定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、政策ビジョンの改定について準用する。

第10 財政上の措置

県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第11 施策の実施状況の公表

知事は、毎年、森林づくりの状況、県が森林づくりに関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 森林づくりに関する施策

第12 県民の主体的な参加の促進等

県は、森林づくりへの県民の主体的な参加を促進するため、森林環境教育や森林づくりに親しむための機会の提供等により、森林づくりに対する県民の意識の高揚に努めるとともに、県民や県民が組織する団体等が行う森林づくりのための活動に対して支援するものとする。

第13 県域を越えた理解と協力

県は、本県の森林が県域を越えて広くその恩恵をもたらしていることにかんがみ、県外へ向けて本県の森林についての広報活動を行うとともに、本県の森林づくりへの理解と協力を得るよう努めるものとする。

第14 森林の整備の推進及び保全の確保

県は、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、造林、保育その他の森林施業及びこれら森林施業を計画的かつ一体的に行うための支援、保安林の指定及び管理、森林の適正な保全を図るために必要な規制その他森林の整備の推進及び保全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

第15 県産材利用の促進

- 1 県は、カラマツをはじめとする県産材の利用を促進するため、県産材に関する知識の普及及び情報の提供、新たな需要の開拓、建物及び工作物における県産材の利用その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、環境に配慮した森林の管理及びそこから生産される木材の利用を促進するため、認証制度の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

第16 林業及び木材産業等の持続的かつ健全な発展

- 1 県は、県産材等の林産物の適切な供給及び利用の確保を図るためには、林業及び木材産業等が持続的かつ健全に発展することが必要であることにかんがみ、経営基盤の強化、林業生産組織の活動の促進、安定した木材供給体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に必要な措置を講ずるものとする。

第17 森林の多面的利用の促進

- 1 県は、森林の多面的利用を促進するため、森林づくりへの県民の主体的な参加及び交流、森林環境教育等の場としての環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、観光、教育、保健、文化等様々な分野において森林を活用した森林産業を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

第18 山村地域の活性化

県は、山村地域の活性化を促進するため、森林資源の総合的な活用、上下流間及び都市と山村間の交流の促進、定住環境の改善その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 森林整備保全重点地域

第19 森林整備保全重点地域の指定

- 1 知事は、森林の有する県土の保全及び水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、特に重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出により、森林整備保全重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。
- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る重点地域の指定の要請があった場合は、あらかじめ、関係市町村長の同意を得て重点地域の指定をすることができる。
- 3 知事は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、長野県森林審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を公告の日から起算して、30日間縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の公告があったときは、その指定に直接の利害関係を有する者は、縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、重点地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 重点地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第1項から前項までの規定は、重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第20 地域森林委員会

- 1 知事は、重点地域の森林所有者及び住民等の意見を森林づくりの施策に反映させ、森林の整備及び保全に関する事業を効率的に推進するため、その地域の森林所有者、住民、その他関係者のうちから地域森林委員を委嘱するものとする。
- 2 地域森林委員は、重点地域ごとに地域森林委員会を組織するものとする。
- 3 地域森林委員会の運営については、別に定める。

第21 森林整備保全計画

- 1 知事は、重点地域ごとに、関係市町村及び地域森林委員会の参加と協力を得て、重点地域における森林の整備及び保全のための計画（以下「森林整備保全計画」という。）を定めなければならない。
- 2 森林整備保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 森林の機能区分及び機能区分に応じた目標林型
 - (2) 目標林型に応じた森林整備方針
 - (3) 伐採、造林、間伐等に関する事項
 - (4) 森林整備の推進方針に関する事項
 - (5) その他重点地域における森林の整備及び保全のために必要な事項
- 3 森林整備保全計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による地域森林計画及び司法第10条の5の規定による市町村森林整備計画に適合したものでなければならない。
- 4 知事は、森林整備保全計画を定めようとするときは、森林の現況調査等により森林の情報の把握に努めるとともに、森林所有者及び地域住民等の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、森林整備保全計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者は、森林整備保全計画に従って施業することを旨としなければならない。
- 7 第4項及び第5項の規定は、森林整備保全計画の変更について準用する。

第22 森林の整備及び保全に関する事業

- 1 県は、森林整備保全計画に基づき、関係市町村と連携して、保安林の指定及び適正な管理、補助事業等の導入による森林整備等を推進するものとする。
- 2 地域森林委員会は、前項の規定による事項の推進に協力するものとする。

第23 森林管理権移転等あっせん制度

- 1 知事は、重点地域内において、自らによる管理が困難な森林の所有者から申出があったときは、森林づくりに意欲と能力のある者で知事の認定を受けたもの又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の4に定める者に対する森林又は立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等があっせんするものとする。
- 2 前項の知事の認定は、認定を受けようとする者の申出により行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定によりあっせんをするに際して、関係市町村及び地域森林委員会に対して必要な調整を要請することができる。

第24 開発行為の届出

- 1 重点地域内において、森林法第5条第1項に規定される地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び森林法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）で行う土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、土地の面積0.1ヘクタール以上の規模のもの（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、当該行為に着手する日の60日前までに、知事に行為の種類、場所、施工方法及び着手予定年月日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
- 2 次の各号に掲げる場合については、前項の規定は適用しない。
 - （1）森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合
 - （2）国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合
 - （3）非常災害のために必要な応急措置として行う場合
 - （4）森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で規則に定めるものの施行として行う場合
 - （5）専ら道路の新設又は改築を目的とする場合
 - （6）森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合
- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る開発行為予定地を管轄する市町村長及び地域森林委員会に、森林の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第25 開発行為に係る指導

知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、森林の保全の確保のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な指導をすることができる。

第4章 里山整備利用地域

第26 里山整備利用地域の認定

- 1 知事は、人により利用若しくは管理がなされているか、又はこれらがかつてなされていた身近な森林(以下「里山」という。)の整備及びその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、地域住民等が自発的な活動をしようとする森林を、その地域を管轄する市町村長の申出により、里山整備利用地域(以下「里山地域」という。)として認定することができる。
- 2 前項の申出をしようとする市町村長は、あらかじめ、里山地域としての認定を申請することについて、その地域に係る森林所有者、その地域を利用しようとする者その他その地域において里山の保全を図るために自発的に活動しようとする者で構成する里山の整備及び利用を推進するための協議会(以下「里山整備利用推進協議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、里山地域を認定したときは、その旨及びその区域を公告しなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定は、里山地域の認定の解除及びその区域の変更について準用する。

第27 里山利用協定

- 1 里山地域を管轄する市町村長は、里山の保全に対する多様な主体の参加を促進するため、里山地域に係る森林所有者と里山の利用を希望する団体等による里山の整備、里山の多面的な利活用その他里山の利用のために必要な事項を内容とする協定(以下「里山利用協定」という。)の締結を促進するための措置を講ずるものとする。
- 2 市町村長は、前項に規定する里山利用協定による活動を円滑に推進するため、里山整備利用推進協議会に協力を要請することができる。
- 3 県は、里山利用協定による活動の広報を積極的に実施するとともに、第1項に規定する里山利用協定の締結を促進しようとする市町村に対し、里山の利用を希望する団体等の情報を適切に提供する等、里山利用協定の締結の促進を支援するための措置を講ずるものとする。

第28 里山地域に係る活動に対する支援

県は、里山地域における里山の整備及び多面的な利用を促進するため、市町村と連携して、里山整備利用推進協議会の活動、里山利用協定による活動その他里山地域における活動に対して、助言、講習会の開催、必要な情報の提供その他活動を支援するための措置を講ずるものとする。

第29 活動報告

知事は、里山地域における活動の内容を把握し、これを広報するため、里山地域を管轄する市町村に対し、里山の整備及び多面的な利用のための活動に関する報告を求めることができる。

第5章 補則

第30 補則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

第31 罰則

(調整中)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、平成16年4月1日から施行する。